

## 出雲地区合併協議会事務局参与設置規程

(設置)

**第1条** 島根県との調整を円滑に行い、また、専門的な助言を得るため、協議会事務局に参与を置く。

(職務)

**第2条** 参与の職務は、次のとおりとする。

- (1) 合併協議会に関する専門的助言及び調整
- (2) 市町村建設計画に関する専門的助言及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2市4町の合併に関し必要な事項  
(任期等)

**第3条** 参与は、島根県出雲総務事務所地域振興課長をもって充てる。

2 参与の設置は、合併協議会解散の日までとする。

(費用弁償等)

**第4条** 参与の費用弁償の額及び支給方法に関しては、出雲地区合併協議会事務局規程の旅費に関する規定の例による。

2 参与に対しては、その職務を遂行するうえで必要な便宜供与を行うものとする。

(委任)

**第5条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。